

～新たなサービスとして「テイクアウト」「宅配」「移動販売」を始める方への支援策～
業態転換支援（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

申請受付期間・助成対象期間を延長します

都内飲食事業者を対象とした【業態転換支援（新型コロナウイルス感染症緊急対策）】について、申請受付期間及び助成対象期間を延長することとしましたので、お知らせします。

変更点

●申請受付期間

〔変更前〕【第15回（最終）】令和2年11月17日（火）～令和2年11月25日（水）

〔変更後〕【第16回（最終）】令和2年11月26日（木）～令和2年12月28日（月）【必着】

※受付回数を1回増とし、最終受付日を令和2年12月28日に延長しました。

●助成対象期間

〔変更前〕交付決定日から令和3年1月31日（日）まで

〔変更後〕交付決定日から令和3年2月15日（月）まで

助成金の概要

（1）助成対象：東京都内で飲食業を営む中小企業者（個人事業主含む。）

（2）助成内容：新たにテイクアウト、宅配、移動販売を開始する際の初期経費等

- ・主な助成対象経費：①販売促進費（印刷物制作費、PR映像制作費、広告掲載費 等）
②車両費（宅配用バイクリース料、台車 等）
③器具備品費（WiFi 導入費、タブレット端末、梱包・包装資材 等）
④その他（宅配代行サービスに係る初期登録料、月額使用料、配送手数料 等）

・助成限度額：100万円

・助成率：助成対象経費の5分の4以内

・助成対象期間：交付決定日から令和3年2月15日（月）まで（ただし、着手日から最長3カ月間）

※令和2年4月1日以降で交付決定前に着手した経費も実施の確認ができれば対象とすることができます。

（3）最終受付期間：【第16回】令和2年11月26日（木）～令和2年12月28日（月）【必着】

※現在、【第13回】（令和2年10月20日（火）～令和2年11月2日（月））の申請受付中です。

以降の受付期間は、東京都中小企業振興公社HPに掲載されている募集要項でご確認ください。

（4）申請方法：①東京都中小企業振興公社HPから募集要項、申請書をダウンロード
詳細は公社HP「業態転換支援事業」掲載の募集要項をご覧ください

（<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/conversion.html>）

②募集要項をご覧ください、申請書を作成

③申請書及び添付書類を記録が残る簡易書留等の方法により公社宛に送付

<送付先> 〒101-0024

東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル9階

公益財団法人東京都中小企業振興公社 経営戦略課 業態転換担当



【問い合わせ先】

（助成金の申請に関すること）

公益財団法人東京都中小企業振興公社 経営戦略課 業態転換担当

TEL 03-5822-7232

（事業全般に関すること）

産業労働局商工部経営支援課

TEL 03-5320-4791

新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援 申請受付期間・助成対象期間を延長します！

東京都及び公益財団法人東京都中小企業振興公社は、新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援について、申請受付期間及び助成対象期間を延長することとしましたので、お知らせします。

変更点

- ・ 申請受付期間
 [変更前] 令和2年6月18日(木) から同年10月30日(金) まで
 [変更後] 令和2年6月18日(木) から **同年12月28日(月) まで**
- ・ 助成対象期間
 [変更前] 令和2年5月14日(木) から同年12月31日(木) まで
 [変更後] 令和2年5月14日(木) から **令和3年2月15日(月) まで**
※令和2年11月以降申請受付分のみ変更後の助成対象期間とします。

募集概要

- (1) 助 成 対 象 : 令和2年5月14日現在、都内に登録簿上の本店又は支店があり、都内で実質的に事業を行っている中小企業者(会社及び個人事業者)、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、中小企業団体等
- (2) 助 成 内 容 : ガイドライン等に基づく感染予防対策に直接必要な費用
 - ・ 助成対象経費 : ①内装・設備工事費
 (例) パーテーション設置工事、換気設備設置工事、等
 ②備品購入費(1点あたりの購入単価が税抜10万円以上)
 (例) サーモカメラ・サーモグラフィーの購入、等
 - ・ 助 成 限 度 額 : 50万円(ただし、内装・設備工事費を含む場合は100万円)
 ※申請下限額10万円
 - ・ 助 成 率 : 助成対象経費の3分の2以内
 - ・ 助成対象期間 : 令和2年5月14日(木) から **令和3年2月15日(月) まで**
※令和2年11月以降申請受付分について適用
- (3) 受 付 期 間 : 令和2年6月18日(木) から **同年12月28日(月) まで**
 ※予算額に達した場合には、受付期間中でも受付を終了します。
- (4) 申 請 方 法 : ①東京都中小企業振興公社HPから募集要項・申請書をダウンロード
 ②募集要項を熟読の上、申請書を作成
 ③申請書及び添付書類を簡易書留等の方法により事務局宛に送付
 <書類送付先>
 〒101-8691 日本郵便株式会社 神田郵便局 郵便私書箱第98号
 公益財団法人東京都中小企業振興公社
 感染予防対策ガイドライン実行支援事業事務局
 <お問い合わせ先>
 電話 03-4326-8174
- (5) そ の 他 : 詳細は公社HP「感染予防対策ガイドライン実行支援事業」掲載の募集要項をご覧ください。
<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/guideline.html>



問い合わせ先 (事業全般に関すること) 産業労働局商工部経営支援課
 電話 03-5320-4798
 (助成金に関すること) 公益財団法人東京都中小企業振興公社
 電話 03-4326-8174

**感染拡大防止ガイドライン対応型商店街特別支援事業
(東京都政策課題対応型商店街事業)**

申請受付期間・補助対象期間を延長します！

感染拡大防止ガイドライン対応型商店街特別支援事業について、申請受付期間及び補助対象期間を延長することとしましたので、お知らせします。

1 変更点

・申請受付期間

〔変更前〕令和2年9月1日（火）から10月30日（金）まで

〔変更後〕令和2年9月1日（火）から **12月28日（月）まで**

・補助対象期間

〔変更前〕令和2年9月1日（火）から12月31日（木）まで

〔変更後〕令和2年9月1日（火）から **令和3年2月15日（月）まで**



2 対象者

都内商店街

3 補助対象経費

商店街及び加盟店舗で取組を実施するにあたり、商店街が購入する以下の経費を対象

①感染拡大防止ガイドラインに沿った取組の周知に要する経費	【主な補助対象経費】 ◆ チラシ・ポスター、パンフレット、リーフレット、のぼり、看板、横断幕、映像・音声データの作成委託経費 (※ 上記広報物の掲出に係る経費も含む) ◆ HP 更新に係る委託経費
②感染拡大防止ガイドラインに基づく物品購入費	【主な補助対象経費】 ◆ サーモカメラ、サーモグラフィー ◆ アクリル板、透明ビニールシート、パーテーション (※ 上記物品の設置に係る経費も含む) ◆ カラーコーン、ベルトパーテーション、パーテーションポール ◆ 体温計、換気用扇風機・サーキュレーター、空気清浄機、消毒液用オートディスペンサー、紫外線照射機、拡声器、コイントレー
③感染拡大防止ガイドラインに基づく消耗品購入費	【主な補助対象経費】 ◆ 消毒液（詰め替え容器含む）、マスク（来街者用除く）、フェイスシールド、ヘアネット、ゴーグル、使い捨て手袋、ソーシャルディスタンス誘導シール・ステッカー、ごみ袋、石鹸、洗浄剤、漂白剤、トイレ用ペーパータオル (※ 総額10万円を補助対象経費の限度とする)
④その他諸経費	【主な補助対象経費】 ◆ 振込手数料、代引手数料、送料

※詳細は、募集要領を御参照ください。

4 補助率

補助対象経費の10分の9以内（補助限度額は50万円）

5 申請方法

申請書類及び関係書類を簡易書留等により郵送（令和2年12月28日（月）消印有効）

※募集要領及び申請書類・様式は、下記の東京都産業労働局のホームページ（魅力ある商店街づくりに関すること）からダウンロードできます。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/shoko/chiiki/miryoku/>



《問い合わせ先》

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
電話 03-5320-4787

タクシー事業者向け安全・安心確保緊急支援事業 (新型コロナウイルス感染症緊急対策) 補助金 申請受付及び補助事業実施期間を延長します！

東京都と公益財団法人東京観光財団は、タクシー事業者向け安全・安心確保緊急支援事業(新型コロナウイルス感染症緊急対策)補助金について、申請受付及び補助事業実施期間を延長することとしましたので、お知らせします。

変更点

【申請受付期限】 変更前：令和2年11月30日(月)まで
変更後：令和2年12月28日(月)まで

【補助事業実施期間】 変更前：交付決定日から令和3年1月15日(金)まで
変更後：交付決定日から令和3年2月15日(月)まで

補助金の概要

1. 補助対象となる事業者

以下のすべてに当てはまる事業者

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者であって、事業の停止処分等を受けていないこと。
- (2) 東京都内で、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)第2条第1項又は同法施行規程第2条第3号に該当する事業を実施していること。

2. 補助対象となる車両

補助事業者が使用し、都内に使用の本拠の位置がある車両であって、申請日時点で国土交通省関東運輸局に一般車両として登録されている車両

3. 補助内容

補助対象事業者が、道路交通法他関係法令を遵守した上で実施する、補助対象車両内における運転席と後部座席等を隔離する感染症の飛沫感染防止策

補助対象経費	製品購入費(加工費、設置費、原材料の購入費含む) 委託費(製品調達・加工・設置に係るもの)
補助率	5分の4以内(100円未満切捨て)
補助限度額	1台あたり8,000円
補助事業実施期間	交付決定日から <u>令和3年2月15日(月)まで</u> ※令和2年4月1日以降で交付決定前に着手した事業も、実施の確認ができれば対象とすることができます。

4. 申請受付期限

令和2年12月28日(月)まで ※消印有効

5. 申請方法

(公財)東京観光財団ホームページから、申請書様式類をダウンロードした上で、必要書類を作成し、「簡易書留」により以下の宛先まで送付してください。なお、タクシーの事業者団体・協同組合(支部)に所属している事業者につきましては、団体等を経由した申請をお願いしております。

【送付先】〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル5階

(公財)東京観光財団 地域振興部観光インフラ整備課 タクシー事業者向け緊急支援担当

詳細は、(公財)東京観光財団ホームページをご覧ください。

<https://www.tcvb.or.jp/jp/project/infra/covid19-measures-taxi/>



【問い合わせ先】

(事業全般に関すること) 産業労働局観光部受入環境課 電話 03-5320-4771

(申請に関すること) (公財)東京観光財団 地域振興部観光インフラ整備課 電話 03-5579-8463

バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

申請受付及び補助事業実施期間を延長します！

東京都及び公益財団法人東京観光財団は、バス事業者向け安全・安心確保緊急支援事業（新型コロナウイルス感染症緊急対策）について、申請受付期間及び助成対象期間を延長することにしましたので、お知らせします。

変更点

- 申請受付期限 (変更前)令和2年11月30日(月)まで
(変更後)令和2年12月28日(月)まで
- 助成対象期間 (変更前)交付決定日から令和3年1月15日(金)まで
(変更後)交付決定日から令和3年2月15日(月)まで

募集の概要

1 補助対象者 都内に営業所があるバス事業者等

2 支援内容

(1)補助対象事業 観光バス（観光周遊及び空港アクセス等）における感染拡大防止策

(2)主な補助対象経費

- ① 観光バス等の乗客及び乗務員双方の安全安心を確保するための事業
（バス車両内において感染症の拡大防止のための備品調達（感染防止仕切り板、サーモグラフィー）等）
- ② バス等に係る風評被害払拭のための広告宣伝などの事業

(3)補助率・補助限度額 事業経費の4／5以内（補助限度額：1台当たり8万円）

(4)補助事業実施期間 交付決定日から令和3年2月15日(月)まで

※令和2年4月1日以降で交付決定前に着手した事業も実施の確認ができれば対象とすることができます。

3 申請期間 令和2年12月28日(月)まで（消印有効）

4 申請方法 必要事項をご記入の上、郵送（簡易書留）により、提出してください。

5 申請先 (公財)東京観光財団地域振興部観光インフラ整備課バス事業者向け緊急支援担当
〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6日新ビル5階

※申請書類や手続き方法等については、(公財)東京観光財団ホームページ

(<https://www.tcvb.or.jp/jp/project/infra/covid19-measures-bus/>)をご覧ください。



【問い合わせ先】

<事業全般について>

産業労働局 観光部 受入環境課

電話 03-5320-4881

<申請方法等について>

(公財)東京観光財団 地域振興部 観光インフラ整備課

電話 03-5579-8463

宿泊施設非接触型サービス等導入支援事業

申請受付期間・補助事業実施期間を延長します！

東京都と公益財団法人東京観光財団は、宿泊事業者が3密の回避など「新しい日常」への対応に向けて取り組む、非接触型サービスの導入支援を実施しています。今回、申請受付期間及び補助事業実施期間を延長することとしましたので、お知らせします。

変更点

- 申請受付期限 (変更前) 令和2年11月30日(月)まで
(変更後) 令和2年12月28日(月)まで
- 補助対象期間 (変更前) 交付決定日から令和3年1月15日(金)まで
(変更後) 交付決定日から令和3年2月15日(月)まで

募集の概要

1 補助対象者 都内の宿泊施設を運営する宿泊事業者

2 支援内容

都内宿泊施設における感染拡大防止策に対する支援

(1)アドバイザー派遣 宿泊事業者が3密の回避など「新しい日常」への対応に向けて取り組む際、希望者には専門家がアドバイスをを行います。上限5回(無料)

(2)施設整備等に対する補助

①主な補助対象経費 都内宿泊施設において、感染症の拡大防止のために行う非接触型サービスの導入費用や感染症防止策に係る費用
(導入事例) 自動チェックイン機、非接触体温計、サーモグラフィカメラの導入
フロントの仕切板、消毒液自動噴霧器 等

②補助率・補助限度額 補助対象経費の2/3以内(補助限度額:1施設あたり200万円)

③補助事業実施期間 交付決定日から令和3年2月15日(月)まで

※令和2年5月14日以降で交付決定前に着手した事業も実施の確認ができれば対象とすることができます。

3 申請期間 令和2年12月28日(月)まで (消印有効)

※ただし、募集期間中であっても、補助金申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。

4 申請先等 (公財)東京観光財団地域振興部観光インフラ整備課宿泊事業者向け緊急支援担当
〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6日新ビル5階

【問い合わせ先】
＜事業全般について＞
産業労働局 観光部 受入環境課
電話 03-5320-4674

＜申請方法等について＞
(公財)東京観光財団
地域振興部 観光インフラ整備課
電話 03-5579-8463



新型コロナウイルス感染症対策 雇用環境整備促進奨励金の受付期間を延長します！

東京都は、「新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進奨励金」につきまして、11月30日（月）までの申請受付を12月28日（月）まで延長いたします。ぜひご活用ください。

1 対象

都内に雇用保険適用事業所を置く事業主等（中小企業）

2 交付要件

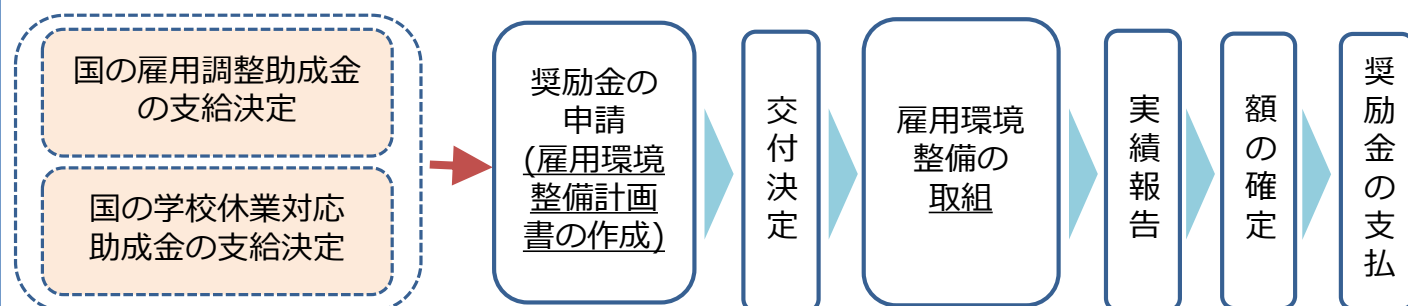
以下の2つの要件を満たすこと

- ①国から「雇用調整助成金」又は「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」の支給決定を受けていること
- ②非常時における雇用環境整備に関する計画を作成し取り組むこと

3 支給金額

1事業所 10万円（1回のみ）

4 事業の流れ



5 第6回申請受付期間

【当初】令和2年11月10日（火）～令和2年11月30日（月）

⇒ **【延長後】令和2年11月10日（火）～令和2年12月28日（月）**

- ・申請書類は、郵送により提出してください。

事業の詳細は、TOKYOはたらくネットをご覧ください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/seibi-syorei/>

